

平成 2 8 年度 第 9 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年12月15日(木) 午後2時01分
3. 閉会日時 平成28年12月15日(木) 午後2時57分

4. 出席委員(23名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	6番	漆畑敏男君
7番	宮本正志君	8番	畠山新市君
9番	中野渡稔君	10番	赤崎和夫君
11番	北上稔君	12番	國分弘志君
13番	甲田稔君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠席委員(3名)

5番	竹ヶ原重義君	14番	豊川洋人君
24番	漆坂政行君		

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第44号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第45号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第46号	農地の転用事実に関する照会について
報告第47号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて
議案第49号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第50号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第51号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第52号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第53号	十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の制定について
議案第54号	十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について

8. 議事録署名委員

13番 甲田 稔 君 15番 古館 成光 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野田 健治	事務局 次長	市澤 新吾
事務局 振興係長	力石 浩暢	事務局 農地係長	越田 守
事務局 主任主査	野月 明久	事務局 主査	中村 俊文
事務局 主事	江渡 俊裕		

10. 書 記

事務局主任主査 野月 明久

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は5番 竹ヶ原 重義 委員、14番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成28年12月6日に告示招集、12月14日に付議事項追加告示いたしました平成28年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
13番 甲田 稔 委員、15番 古館 成光 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第44号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は6件で、すべて合意解約によるものです。38番は、この後16ページの75番で3条申請による賃貸借があります。39番と40番は今後貸借を予定しているとのことです。41番から3ページの43番までは借人が同一人となっております。解約後は貸人において貸借を予定しているとのことでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第45号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 4ページでございます。報告第45号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから8ページになります。今回は13件で、全て相続による取得です。今回は2件のあっせんの希望がございます。まず、5ページでございます。80番と81番の被相続人は同一人で自ら耕作するものです。82番についても自ら耕作するものです。6ページをお願いします。83番は一部が貸借中となっており、他は自ら耕作するものです。84番及び85番はあっせんを希望しておりますので、貸借等希望のリストに掲載の上、譲受人及び借受人をあっせんしてまいります。86番は一部は受委託中で、その他は自ら耕作するものですが、一部に転用許可後の事業完了したものが含まれていることから、今後は地目変更登記を指導してまいります。なお、86番と次のページでございますが、7ページの87番の被相続人は同一人です。この87番は一部不明地及び転用許可済みの土地が含まれており、その他について自ら耕作するものです。なお、転用許可地は事業が完了しているということから完了届を提出させるとともに、その変更登記を指導してまいります。88番は自ら耕作するものです。なお、一部は農機具小屋等の農業用施設となっております。89番は、一部は貸借中となっており、その他は自ら耕作するものです。8ページになります。90番と91番の被相続人は同一人です。90番は自ら耕作するもので、91番は現在貸借中となっております。92番は受委託中のものがございます。以上でございます。

議長 (中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長 (中野均君) 次に報告第46号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (野田健治君) 9ページをお願いいたします。報告第46号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページをお願いいたします。今回の照会件数は3

件4筆で、現地調査は12月6日に実施し、法務局への回答は12月8日に行っております。29番はJA十和田おいらせ本店西側の市道を南に進み、三本木中学校グラウンド南側の信号のある交差点角の有限会社サワメ電気商会から南に80メートルほど進んだ道路の西側になります。申請地は貸家の敷地となっており、貸家は昭和63年建築が2棟、平成6年建築が2棟、その他建築年月日不明の貸家が1棟建っており、家屋の南側は通路部分となっております。2筆とも住宅用地として利用されており、昭和63年から宅地課税となっていることから非農地として回答して報告しております。30番は市内から旧国道4号を北に進み、洞内地区からの国道4号バイパスを野崎方面へ進行し、途中の一心亭十和田店から東に約450メートル進んだところを左折し、そのまま北に向かって600メートル進んだ地点の道路の西側となっております。申請地は樹高20メートル以上の杉林となっており、20年以上耕作されていないと推測され、四方を杉林及び雑木林に囲まれていることから非農地として回答しております。31番は十和田湖畔の宇樽辺集落の外れ、休屋寄りに位置し国道103号沿いの旧ガソリンスタンド北側の道路を東へ約100メートル直進した地点の道路南側になります。平成12年に5条申請により駐車場を目的として申請地を買受けておりますが、その後ガソリンスタンドを閉鎖したことに伴い、目的どおりの用途には供されないまま、広葉樹が繁茂するという状況となっております。周囲も山林となっており、今後、農地への復元は困難と判断し非農地として回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第47号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）11ページをお願いいたします。報告第47号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第5条第3項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件でございます。12ページをお願いいたします。この件につきましては5に記載の申請月日及び土地の表示に記載のとおり、平成28年9月26日付けで宅地分譲の許可申請があり、10月14日開催の第7回総会議案第43号で承認されたものですが、その後、申請人により取下げ願が提出され受理したものであります。取下げ理由として、事業計画を見直す必要があるためとのことですが、今回、取下げ願申請人である事業者が過去に農地転用許可を受けた転用事案が完了したことをもって申請したところ、一部未完了となっていた部分があり、現時点で完了見込みが立たな

いということから事業者を変更して実施することによるものでございます。これにつきましては、22ページの52番で別の事業者が5条転用許可を受けて実施することになるものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第47号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は竹浦班長、畠山委員、國分委員の3名です。12月6日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴き取り調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）13ページでございます。議案第49号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴き取り調査の結果について報告願います。8番 畠山 新市 委員、お願いします。

報告委員（畠山新市君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は19件で、うち所有権移転が6件、賃借権設定が12件、使用貸借による権利の設定が1件です。所有権移転6件のうち、申請番号69番から72番は売買で、相手方要望によるものです。申請番号73番と74番は贈与で、73番は知人へ、74番は親戚へ贈与するものです。次に賃借権についてですが、申請番号68番から78番の11件について、すべて労力不足によるものです。申請番号の79番と80番は、いずれも相手方要望で、79番は賃貸借し、80番は使用貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。なお、詳細については事務局から補足説明があります。

議長（中野均君）畠山委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、補足説明をさせていただきます。まず14ページをお

願いたします。73番でございます。これは譲受人が現在、貸借中の農地について贈与を受けるというものでございます。74番は16ページの80番ですが、使用貸借による権利の農地がこの後出てまいります、その農地とあわせて下限面積の要件を満たすということでございます。15ページをお願いいたします。68番と69番の借人は同一人となっております。73番及び次のページの16ページでございますが、74番は借人が同一人で基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。16ページでございますが、75番は2ページ38番で合意解約した農地のうち7筆が含まれております。77番は基盤強化法での貸付期限到来により再設定するものです。80番は先ほど14ページの74番で贈与による譲受人が借人となっているということでございます。所有権移転の69番から74番まで及び貸借の68番から80番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）17ページでございます。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。18ページでございます。今回は使用貸借による権利が1件で3筆5,211平方メートルとなっております。公益社団法人あおもり農林業支援センターに対し利用権設定期間10年間で使用貸借するものです。なお、3筆のうち同じ字の2筆につきましては2,739平方メートルとなっておりますが、これにつきましては耕作者集積協力金が支払われることになっております。当初10アール当たり1万円というものに対して6割程度となる見込みでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）19ページをお願いします。議案第51号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。4番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は申請番号13番の1件です。自己所有地に太陽光発電施設を整備するものです。農地区分につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）竹浦委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてご説明いたします。20ページでございますが、今回の申請は1件ということですが、13番の場所ですが、県道三沢十和田線を東に進み県立十和田工業高校正門前から東へ500メートル進んだ北里大学方面からの道路と接する丁字路手前を北に110メートル進んだ道路の西側です。申請地に太陽光発電施設を整備するというものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）21ページをお願いいたします。議案第52号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。12番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号50番から53番の4件です。申請番号50番と53番は、自己住宅の建築で、53番は期間30年間で使用貸借するものです。申請番号51番は、3棟分の建売分譲を行うもので、申請番号52番は、6区画の宅地分譲を行うものです。農地区分につきましては、申請番号の50番から52番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号53番は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、こちらも第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）國分委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、25ページをお願いいたします。今回の申請は4件となっております。50番の場所は切田通り沿いにある小僧寿し十和田南店の西側

の交差点を南に約350メートル進んだところにある美容室を過ぎたところから東に50メートル入った道路の北側になります。農地を買受けて自己住宅を建築するというものでございます。51番の場所は三小通りから里ノ沢方面に向かう途中にあるローソン十和田三小通店から三本木小学校方面に向かって140メートル、そこから北に130メートルのところを西に30メートル進んだ道路の北側になります。農地を買受けて、譲受人所有の非農地と併用して建売分譲3棟を整備するものでございます。52番の場所は吾郷集落の後沢商店南側の県道中ノ渡十和田線と切田方面に向かう主要地方道十和田三戸線の分岐点から赤沼方面に150メートル進み、そこから南に約50メートル進んだ道路の西側になります。農地を買受けて宅地分譲を整備するものです。なお、この件につきましては報告第48号で取下げの報告をしたものでございます。53番の場所は官庁街通りを西に向かい、途中のハッピードラッグ西金崎店の東側道路を北に300メートル進んだ道路の西側になります。親の所有する農地を30年間の使用貸借による権利により借り受けて自己住宅を建築するものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

（事務局から昨日議会で承認された条例等の内容について説明する。）

再開 午後2時36分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） それでは、追加議案の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第53号、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の制定について。十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程を別紙のとおり制定する。提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程を定めるためのものである。2ページをお願いいたします。第1条でございます。規程の主旨について書かれております。農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関して、農業委員会等に関する法律、農業委員会等に関する法律施行規則、これは省令でございますが、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例に規定するもののほか、必要な事項を定めるものであることが規定されております。第2条は推進委員の担当区域及び担当区域ごとの推進委員の定数を定めております。市内を10の区域に分けて、それぞれ1名ないし2名の推進委員を配置します。これにつきましては4ページから7ページに別表として掲載しております。区域が10に分かれておまして、その下に担当区域として小字等が記載されているものでございます。第3条は推進委員の推薦及び応募の資格について規定しています。第1号では破産手続き開始の決定を受けてない者や禁固刑以上の刑に処せられて、その執行が終わっていない者、これを法第18条第4項の規定に該当しない者というふうになっております。これに該当しない者であります。第2号では満20歳以上の者であること。第3号では十和田市職員でない者。ただし十和田市の特別職として地方公務員法に位置付けられております、例えば市議会議員であるとか消防団員や水防団員等は除くとなっております。第4条は推進委員の推薦及び応募の手続き等について規定しています。第1項では推薦・応募書の様式について規定しています。8ページに様式第1号として掲載しております。第2項では第1項における推薦する場合の書類について規定しております。まず第1号のアとして同意書、これは11ページの様式第2号になります。それからイとして推薦承諾書、これは12ページの様式第3号でございます。3ページに行きまして、ウの推薦を受ける者の住民票の写しを添付することになります。なお、エとして法人又は団体が推薦する場合には法人又は団体の規約等の写しを添付することになります。第2号でございますが、これは募集に応募する場合、要するに自薦ですね。自らが応募するという場合の書類でございますが、これは同じくアとして同意書、それからイとして住民票の写しをもって応募することが規定されております。第3項には推薦を受ける場合は、満20歳以上の者で3人以上の推薦によるものでなければならないことが定められております。ただし、法人等が推薦する場合はこの法人等のみの推薦で足りることになります。第5条でございますが、推薦又は募集の期間についてです。募集等の期間はおおむね1カ月とされていますが、ここでは24日以上としております。第6条は推進委員の委嘱について、委員の定数等に関する条例に規定されている推進委員選考委員会の答申を尊重して、推進委員を委嘱することが規定されております。第7条は推進委員の補充の手続きについて規定されて

おります。第1項では担当区域の推進委員が全部欠けたとき、または欠員の総数が委員の定数等に関する条例の第3条に規定する推進委員の定数の6分の1を超えたとき、具体的には定数が14名でございますから、その6分の1である3名以上が欠けた場合には、補欠の推進委員を委嘱のための手続きをすることが定められております。第2項では第1項の要件に該当しない場合でも補欠の推進委員を委嘱することができることを規定しております。具体的には定数2人のところがございますが、これは1人欠けた場合でも1人残っているわけでございますが、その場合でも委嘱をすることは妨げないということが規定されているものでございます。第8条はこの規定に定めるもののほかに必要な事項については、農業委員会で定めることが規定されております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（中野均君）20番、米田委員。

委員（米田一典君）今、7条のことですが、先ほど十和田を10地区に分けて推進委員を委嘱しますよと。でも7条に担当区域とあります。担当区域というのは十和田市全部を指すんですか。それとも10地区のそれぞれを指すんですか。

議長（中野均君）はい、局長。

事務局長（野田健治君）4ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが。ここに別表として、先ほど第2条で説明申し上げましたが、一番上の段にですね、区域名、担当区域、定数とございます。区域名は人・農地プランを想定した区域ということで、委員にもご説明しましたけども、これが10ございます。その中に担当区域として、例えば1番上であれば旧十和田湖町地区ということで大字沢田、大字奥瀬、大字法量、この区域の中で推進委員が活動するということを想定しているものでございます。以上でございます。

委員（米田一典君）とするとですね。2名の6分の1ということになるわけですね。

議長（中野均君）はい、局長。

事務局長（野田健治君）ちょっと誤解されたかもしれませんが、定数の14名、定数の6分の1ですから、定数は14名でございます。昨日の議会で可決された条例で推進委員の定数は14名でございます。その14名の6分の1という意味でございます。ですので、2テン何人になるんですが、これは3人以上を欠けた場合は補充をするというようなことになるわけでございます。

議長（中野均君）米田委員、よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）担当区域の推進委員の全部が欠けたときと言えば、担当区域は例えば旧十和田湖町ですと2名ですよね。この2名が欠けたときという意味でなくて、そうでなくて、その14名が欠けたときという意味ですか。

議長（中野均君）はい、局長。

事務局長（野田健治君）これは一つは、今、言ったその条文の3ページのほうの第7条のところです。担当区域の推進委員の全部が欠けたとき、ということは、この表の定数のところの、例えば今、旧十和田湖町地区ですが定数が2となっております。この2名が2人とも欠けた場合。または、推進委員の欠員の総数が条例第2条、条例第2条というのは推進委員の定数が14人と定められているもので、その6分の1を超えた場合、全体の6分の1を超えた場合は、欠員を補充するという意味でございます。以上でございます。

議長（中野均君）米田委員、よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。その他、ないですか

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）7番、宮本委員。

委員（宮本正志君）今、規程、規約のほうの上の欄を見ていたんだけど、地区割りほうで、八斗沢が見当たらないんだけど、他の地区にあるのか。

議長（中野均君）三本木地区に入っています。一番最後の。

委員（宮本正志君）失礼いたしました。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (中野均君) ご異議なしと認めます。よって議案第53号は承認することに決定いたしました。

議長 (中野均君) 次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (野田健治君) 13ページをお願いいたします。議案第54号、十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。提案理由としまして農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、分掌事務等の所要の整備をするためのものがございます。14ページをお願いいたします。この件につきましては別冊の資料をですね、ご覧いただきたいと思っております。十和田市農業委員会規程新旧対照表という別冊であるかと思っておりますが、これで説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。左側が現行の条文でございます。右側が改正案となっております。まず、第1条及び第2条につきましては字句等を改めるということでございます。第1条中、棒線、アンダーラインが引かれているところですが、現行で「、必要な」を「必要な」に、また第2条の第5項中ですね、「職務権限」を「職務」に改めるというものでございます。第3条でございますが、ここでは各係の分掌事務について定めたものでございます。農地係の事務分掌として、第1号中「第6条第1項各号に掲げる」というものを「第6条第1項から第3項までに規定する」に改めます。これは改正農業委員会法において、農地等利用の最適化の推進や法人化などの農業経営の合理化に関する事項などが法定化されたことに伴い、改めるものでございます。また、第4号中「農地基本台帳」を「農地台帳」に、第5号中「農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書の受理及び審査」を「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に改めます。次に振興係の事務分掌です。2ページをお願いいたします。第8号を第9号とします。第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げて行きます。第3号中「諮問答申建議及び意見の発表」を第4号として、右側でございますが「関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」に改めます。なお、補足でございますが、この意見の提出に関しましては、4月に施行された改正農業委員会法に基づいて、十和田市農業委員会として、本年8月開催の第5回総会議案第31号において、農地等の利用の最適

化推進に関する意見についてを議案として、農業委員及び推進委員の定数について審議していただきました。そして、これを意見として十和田市長に提出したものでございます。この業務の基でございます。また第2号を第3号として新たに第2号として、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に関することを加えます。第6条でございます。この中で見出し中「証票」を「証明書」に改め、同条中「委員会の委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加えることとなります。「証票」を「証明書」に改めます。この第6条関係の別記様式として、4ページと5ページをご覧いただきたいと思っております。ここに4ページが現行のものです。証票となっております。5ページが改正案。これは証明書となります。これにつきましては農業委員及び農業委員会の職員であること的身分を示す証明書でございますが、運用条項が改められたことによる改正となっております。なお、附則でこの証明書につきましては、平成29年7月20日からの施行となることと確定されているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時57分 —————